学校マネジメントに係る最近の文部科学省の取組例について

1. 副校長その他新しい職の設置及び教職員定数の改善

〇平成19年6月に学校教育法が改正され、学校における組織運営体制や 指導体制の確立を図るため、幼稚園、小・中学校等に副校長、主幹教諭、指導 教諭という職を置くことができることとされた。

【各職の職務内容】

・副校長: 校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

・主幹教諭: 校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等を

つかさどる。

・指導教諭: 児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・

充実のために必要な指導・助言を行う。

〇主幹教諭に係る加配定数措置

2. 外部人材の活用:非常勤講師

〇退職教員等外部人材活用事業の拡充 -サポート先生の配置- ※1/3補助金 H20 **H21概算要求** 7,000人→**10,500人〈週12時間換算〉(43億円)**

3. 学校支援地域本部

〇地域の人々が学校教育を支援する「学校支援 地域本部」の設置を推進し、地域全体で子ども たちを育む環境を整備する。

H20 **H21概算要求** 1,800箇所 → **3,600箇所(64億円)**

4. 学校現場の負担軽減に関する検討等

〇平成19年11月に「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」を立ち上げ、平成20年 3月に学校現場の負担軽減のため、当面取り組むべき事項をとりまとめた。

【当面取り組むべき事項の主な内容】

- ①調査文書:調査事項の精選、年間調査計画の事前提示
- ②モデル校事業:報告書の簡素・合理化
- ③校務運営体制の改善:主幹教諭や事務職員の配置等による負担軽減、 校務の情報化による負担軽減

〇通知・会議を通じた要請

- 各教育委員会に対し、学校現場の負担軽減のため、具体的な目標を立てて取組を 進めるよう、通知や会議を通じて指導。
- ○文部科学省が行う調査の見直し
 - 文部科学省が毎年度実施する悉皆調査を28から21に縮減。
 - 文部科学省が行う年間調査計画を事前に通知。

5. 学校マネジメント支援に関する調査研究事業

○学校が校長のリーダーシップの下、組織的・機動的 な学校運営が行われるよう、学校マネジメント支援に 関する調査研究を行う。

H20 **H21概算要求** 11地域 → **64地域(4千万円)**

6. 学校評価の推進

- ○第166国会において学校教育法が改正され、学校評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善に向けた措置を講ずること、及び、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することについて規定された。
- 〇平成19年10月に改正された学校教育法施行規則において、①自己評価の実施・公表の義務化、②保護者など学校関係者による評価の実施・公表の努力 義務化、③評価結果の設置者への報告の義務化についても規定された。